

# プレスリリース

2017. 3. 17

## いじめ防止対策のポイント＝地域連携の初歩・「いじめ防止基本方針」の公開と熟考された内容か否か 調査報告書

編著 子どもネットリスク教育研究会 代表 大谷良光 ウェブ検索 弘大ネットパト隊

**「いじめ防止基本方針」は自治体・学校が対策を明記し、保護者・地域・社会に公表するよう義務づけられている。この方針・内容は、各組織のいじめ防止対策の本気度の指標ともいえる。**

### 第1弾

青森県市町村、学校「いじめ防止基本方針」のWebでの公開状況と、10市の「基本方針」の検討 概要

#### ■Webでの公開状況

①市－9割、町村－3割、 ②公立小・中学校－1割弱、高校－5割弱

\*県内でいじめに係わる自殺が社会問題化している中で、行政で未公表は信じがたい。小・中学校で八戸市が4割。高校で専門学科・総合学科は6割強。私立高校は1割。これらの違いは、「いじめ防止対策推進法」の認識の差といえる。

#### ■10市の「基本方針」

9市は、枠組み内容とも県モデル版の仕様。しかし、内容面では市の取組を踏まえた新たな項目の提起も見られる。

## 調査報告書 本文

### (1)調査目的と方法

いじめ防止対策推進法(以下「法」)、〇〇いじめ防止基本方針(以下、「県方針」「市町村方針」「学校方針」)は、各組織がいじめ防止に取り組む方針を示し、公表する重要な文章である。「法」でも、「県方針」・「市町村方針」でも、「Webに公開する事が望ましい」と義務づけている。これは、各組織のいじめ防止対策を、自治体や学校が単独で行うものでなく、「いじめ対策は地域の理解と協力により進める」という「法」の趣旨に基づいているからである。

また、この方針が各組織で真摯に議論されたものか、上部組織のコピー版的であるかによって、その組織のいじめ対策の本気度が一定程度わかるものと考えられる。

すなわち、「各基本方針」に、その組織の独自性、取り組んできた実績を踏まえた具体的な内容が方針として明記されているかである。

そこで、①Webに公開されているか否か ②公開されている場合「各方針」を収集し、比較検討した。

## (2) 調査結果

### ① Web 公開状況(2017. 3. 15 現在)

#### ①市町村

市は 90.0%が公開。町村は 31.0%の公開。東津軽郡は 100%

#### ②小学校

全小学校(国立・私立除く)の合計は、9.2%のみ  
全市の合計は、13.6%。八戸市は 37.2%で突出  
全町村の合計は、0%。

#### ③中学校

全中学校(国立・私立除く)の合計は、9.5%のみ  
全市の合計は、13.6%。八戸市は 40.0%で突出  
全町村の合計は、1.8%。南部町で 1 校のみ

#### ④高等学校

全高等学校(私立含む)の合計は、45.2%  
全県立専門学科・総合学科高校の合計は、61.1%。  
全私立高校の合計は、11.1%のみ。

### ②「10 市基本方針」の内容(県モデルの仕様が具体的に熟考されたものか否か)の検討

(Web 公開のない 1 市からは本文入手)

市町村が公開している場合、モデルの「県方針」と異なり、その組織の独自性、取り組んできた実績を踏まえた具体的な内容が「基本方針」として明記されているはずである。

#### ■第 2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

1、市町村(教育委員会)が実施する施策の「市町村(教育委員会)が実施すべき取組」

3、学校が実施すべき取組の「いじめ防止等の対策のための組織『いじめ防止等対策委員会』

の構成、の二つの項目に絞り、検討した。

#### 《結果》

9 市の「市方針」は、モデルとなる「県方針」の枠組で構成されており、残念な事に、その中には「コピー版」ともいえるものが多い。その中で、具体的な内容を取り上げると

#### 項目 1

◎青森市、八戸市は、子どもの自主的な活動として具体的に「全小中学校からの代表者による『いじめ問題に関する対話集会』を実施」等が明記。

◎十和田市は、「いじめ問題を考える日」を設定。

◎三沢市、むつ市、五所川原市は、「市の実施する施策」で「財政上の措置、人的体制の整備等」を明記。当たり前の事であるが、市の責務を明確にする意味は大きい。特に、小項目を立てた三沢市は 1 項目目、むつ市は 5 項目目で記している。具体的な財政上の措置項目が記されていればさらにすばらしい。

#### 項目 2

『いじめ防止等対策委員会』の構成は、五所川原市と平川市を除いて、全て「県方針」と同じである。

東北町事件(調査報告書)、浪岡事件(報道)で指摘されている問題は、これらに該当する組織で、「被害者は、いじめと認識されていなかった」、「教員間の情報共有の不足」である。したがって、この組織の構成とあり方の検討が求められる。「法」の国会審議においても、この組織は「屋上屋」と指摘された経過もあり、それらを踏まえて、「柔軟な組織として対応することで、より実効のないいじめ防止」(県方針)と記している。

五所川原市は「日ごろからいじめの問題等、児童生徒指導上の課題に対応するための組織として位置づけている企画会議、主任会議、生徒指導部会等、既存の組織の活用することとし、必要に応じて「・・・省略・・・外部の専門家等・・・体制」としている。

平川市は、組織を「平常時の対策組織」とよび、重大事態時と区別して考えている。

私見を述べれば、「法」の理念は、閉ざされた学校内メンバーでの検討ではなく、外部の専門家を入れた検討が必要と理解されるべきで、平常時でも、回数は別としても外部専門家の存在は必要である。

二つの市の指摘は、既存の組織を如何に活用するかという視点である。この既存の組織、特に小中学校の場合、学年会で日常的に子ども達の様子が語られるものになっていなければ、教員間の情報の共有化はできないし、いじめ、トラブル情報が上部組織に届かないことは自明である。学年会の役割について触れている市はなかった。「基本方針」の見直しで是非深めて欲しい内容である。また、外部専門家を呼ぶには、予算が必要になるが、国が必要な財政的処置をしていない中において、市町村や学校に財政的負担を求めるのは本末転倒である。

#### その他

弘前市は、「市方針」そのものの掲載はWeb上で見当たらないが、「子どもの笑顔を広げる弘前市民条例＝行動計画」の中で、「市方針」を説明するという方法で公開している。硬い文章でなく、Webに親しんで多くの市民に見てもらおうという点では、評価できよう。ただし、別途「市方針」そのものの公表もほしい。

## 第2弾

### 「学校基本方針」の内容(具体的で熟考されたものか否か)の検討

「学校基本方針」については、「県方針」「市町村方針」で、「基本的な方向や、取組の内容等を定める」とし、さらに、「具体的な取組を盛り込む」「年間を通じた取組計画を定める」「地域を巻き込んだ学校基本方針」等と記している。すなわち、今までの取組を総括し、教職員の総意で作成し、「学校基本方針」を理解した取組になっているかが問われている。

この検討は、第2弾として次の機会に行う予定である。

### (3) 県・市町村・学校への要望

- ①「学校方針」がまだ未作成の学校は、直ちに作成しWebで公開して、地域の皆さんに呼びかけてください。
- ②すでに作成しているがWeb公開をしていない学校は、再検討をした上で、Web公開をし、地域の皆さんに呼びかけてください。

再検討のポイントは、(1)八北、浪岡、東北町の「重大事態に対する調査報告書」を踏まえ、(2)先駆的な取組の学校のもの参考に、(3)職員会議等で深め、教職員共通の理解が得られる方法で作成してください。

- ③「町・村方針」を未公表の自治体は、至急Webで公開し、広報等も通じて地域の皆さんに呼びかけてください。

④県・市町村は、「3年を目途として基本方針を見なおすとする国の動向」の前倒しを行い、八北、浪岡、東北町の「重大事態に対する調査報告書」を踏まえ、また、先駆的な取組の自治体、学校のもの参考に、協議会等で真摯に検討し必要な見直しを進めてください。

僭越で、また、超多忙な皆さんに対して失礼かとは思いますが、いじめに係わり自殺された三人の被害者の皆さんの死を無駄にしないため、また、新たないじめに係わる自殺を起ささないためにご尽力くださる事をお願い申し上げます。

#### (4) 調査データ

##### 「市町村の基本方針」公開状況

	実施数	市町村数	割合%
<b>市計</b>	<b>9</b>	<b>10</b>	<b>90.0</b>
東津軽郡	4	4	100.0
西北津軽郡	1	4	25.0
中南津軽郡	0	4	0.0
上北郡	2	7	28.6
下北郡	0	4	0.0
三戸郡	2	6	33.3
<b>町村計</b>	<b>9</b>	<b>29</b>	<b>31.0</b>

##### 「小学校の基本方針」公開状況

番号	市町村名	実施校数	学校数	割合%
1	青森市	3	45	6.7
2	弘前市	4	35	11.4
3	八戸市	16	43	37.2
4	黒石市	2	10	20.0
5	五所川原市	0	11	0.0
6	十和田市	0	16	0.0
7	三沢市	0	7	0.0
8	むつ市	1	13	7.7
9	つがる市	0	10	0.0
10	平川市	1	9	11.1
	<b>市計</b>	<b>27</b>	<b>199</b>	<b>13.6</b>
11-40	<b>全町村</b>	<b>0</b>	<b>93</b>	<b>0.0</b>
	<b>全計</b>	<b>27</b>	<b>292</b>	<b>9.2</b>

\*私立国立は除く

##### 「高校の基本方針」公開状況

高校区分	実施数	学校数	割合%
県立普通学科高校	18	38	47.4
県立専門・総合学科高校	11	18	61.1
私立高校	2	18	11.1
県立特別支援学校	11	19	57.9
合計	42	93	45.2

\*分校は除く

##### 「中学校の基本方針」公開状況

	市町村名	実施校数	学校数	割合%
1	青森市	1	19	5.3
2	弘前市	0	16	0.0
3	八戸市	10	25	40.0
4	黒石市	0	4	0.0
5	五所川原市	0	6	0.0
6	十和田市	1	10	10.0
7	三沢市	0	5	0.0
8	むつ市	0	9	0.0
9	つがる市	1	5	20.0
10	平川市	1	4	25.0
	<b>市計</b>	<b>14</b>	<b>103</b>	<b>13.6</b>
	他町村	0	51	0.0
38	南部町	1	4	25.0
	<b>町村計</b>	<b>1</b>	<b>55</b>	<b>1.8</b>
	<b>全計</b>	<b>15</b>	<b>158</b>	<b>9.5</b>

\*私立国立は除く